

主信		66	2	68
附屬	甲			
	乙			
	丙			
	丁			
備考				

懸案

公信案	二送付ス (別添在外公館表ニ記載ノ部数ヲ 夫々送付ノコト、附屬物外檢査付省)
作成シタルニ付該表	部何等市參考迄ニ送付
今般條約局ニ於テ「敵國及斷交國一覽表」ヲ	
敵國及斷交國一覽表送付ノ件	
名件	
名人	
信受在外 各公館長 (別添在外公館表ノ 通六十六館)	名人信發 重光大臣
管主 條約局長 二普通令第二四七號 昭和十八年十一月廿六日附 附屬有	主 任 二課長 (原稿)山平(淨書) 昭和十八年十一月廿六日 起草

文書課長

別紙

條二
18.11.25
受付

條二普通令第八二一號
昭和十八年十一月十三日

外務省 條約局

東京高等捕獲審檢所
横須賀捕獲審檢所
長崎捕獲審檢所

宣戰及斷交事情摘要送付ノ件

今般當條約局ニ於テ「宣戰及斷交事情摘要」ヲ作成シタルニ付貴
審檢所ノ執務上ノ御參考迄ニ右三部茲ニ送付ス

本信送付先 東京高等捕獲審檢所、横須賀捕獲審檢所、
長崎捕獲審檢所

附屬物同封

(日本標準規格 B5)

在外公館表（亞南、ソ、支、滿） 昭和十八年十一月 日附 普通合第 號（總數 六六）

（件名）敵國及新交國公使館表送付一件

◎亞細亞南洋（二五）		◎露西亞（四）		◎滿洲（二）	
在タイ大使館	3	在ソビエト聯邦大使館	3	在蘇州領事館	1
在盤谷總領事館	1	在浦潮總領事館	1	在杭州領事館	1
在プラタボン領事館	1	在プレンクサン領事館	1	在南京大使館	5
在シンゴラ領事館	1	在オハ領事館	1	在南京總領事館	1
在チンマイ領事館	1	在張家口總領事館	2	在蕪湖領事館	1
在河内特派大使府	3	在張家口總領事館	2	在九江領事館	1
在河内總領事館	3	在厚和總領事館	1	在漢口總領事館	1
在西貢大使府支部	3	在包頭總領事館	1	在太治分館	1
在西貢總領事館	1	在青島總領事館	2	在廣東總領事館	1
在ユエ領事館	1	在天津總領事館	2	在厦門總領事館	1
在ブロンベン領事館	1	在濟南總領事館	1	在汕頭領事館	1
在ディリ領事館	1	在張店總領事館	1	在海口總領事館	1
在海防分館	1	在芝罘領事館	1	在澳門領事館	1
在シム大使館	3	在威海衛分館	1	在廣東大使館	2
在太原總領事館	1	在中國（上海）大使館事務所	3		
在徐州領事館	1	在上海總領事館	1		

昭和十八年六月三十日

別添附

條二普通合第二四七號

昭和十八年十一月二十六日

外務大臣 車 光 葵

敵國及斷交國一覽表送付ノ件

今般條約局ニ於テ「敵國及斷交國一覽表」ヲ作成シタルニ付該表
部何等御參考迄ニ茲ニ送付ス

外務省

敵國及斷交國一覽表(改訂) (昭和十八年十月二十日現在)
條約局第二課調

國名	依ル國ニ	上記ノ日附
米國及英國(臺灣聯邦、 ナグ、南阿聯邦及「ニュー ジラランド」ヲ含ム)	宣戰	昭和十六年十二月八日
國名	又ハハ 斷交戰	上記ノ日附
「コスタ・リカ」國	宣戰	昭和十六年十二月七日
「ドミニカ」國	宣戰	同 年十二月八日
「ホンデュラス」國	宣戰	同 年十二月八日
「グアテマラ」國	宣戰	同 年十二月八日
「ニカラグア」國	宣戰	同 年十二月八日
「サルヴァドル」國	宣戰	同 年十二月八日
「ハイチ」國	宣戰	同 年十二月八日
「バナマ」國	宣戰	同 年十二月九日
「オランダ」國	宣戰	同 年十二月十日
「キューバ」國	宣戰	同 年十二月十日
「ベルギー」國	宣戰	同 年十二月十八日
「メキシコ」國	宣戰	同 年十二月二十日
「イラーク」國	宣戰	昭和十七年五月二十二日
「エジプト」國	宣戰	昭和十七年五月二十二日
「ギリシヤ」國	宣戰	昭和十七年五月二十二日
「コロンビア」國	宣戰	昭和十七年五月二十二日
「グニネズエラ」國	宣戰	昭和十七年五月二十二日
「ペル」國	宣戰	昭和十七年五月二十二日
「ウルグアイ」國	宣戰	昭和十七年五月二十二日
「ブラジル」國	宣戰	昭和十七年五月二十二日
「ボリヴィア」國	宣戰	昭和十七年五月二十二日
「エクアドル」國	宣戰	昭和十七年五月二十二日
「パラグアイ」國	宣戰	昭和十七年五月二十二日
「ウルグエー」國	宣戰	昭和十七年五月二十二日
「チリ」國	宣戰	昭和十七年五月二十二日

(備考)
(一) 帝國ニ對スル宣戰又ハ斷交ノ日附ハ「オランダ」國、「ベルギー」國(斷交ニ付テノミ)、「ギリシヤ」國及「コロンビア」國ノ分以外概テ宣戰時間ニ依ル
(二) 「ホンデュラス」國、「グアテマラ」國及「ニカラグア」國ノ宣戰並ニ「ドミニカ」國ノ宣戰ノ日附ハ何レモ認
定ニ依ル
(三) 宣戰政權「ドミニカ」國政權並ニ「ニカラグア」國、「グアテマラ」國、「ホンデュラス」國及「コロンビア」國
キア」等ノ宣戰政權ハ大東亞戰爭勃發後同モナク夫々帝國ニ對シ宣戰シタル總報セラレタル處帝國
ハ是等ノ宣戰ヲ認メ居ラサルヲ以テ何レモ右ハ無視セラルベキモノナリ
向「イタリア」國「パドリア」政府ハ昭和十八年九月三日米國及英國ト休戰シタル處帝國政府ハ同月二十七日
「フランス」共和政府ヲ承認シタルヲ以テ同日以後ニ於テハ帝國政府ハ「パドリア」政府ヲ認メザル次第ナル
モ同政府ハ「パドリア」宣戰トシテ殘存シ居レリ

敵國及斷交國一覽表(改訂) (昭和十九年十一月三十日現在)
條約局 第二課 調

國名	依帝國ニ 依ル宣戰	上記ノ日附
米國及英國(海峽聯邦、 ナダ、南阿聯邦及「ニュー ジランド」ヲ含ム)	宣戰	昭和十六年十二月八日
國名	又ハハ 斷交戰對	上記ノ日附
「コスタ・リカ」國	宣戰	昭和十六年十二月七日
「ドミニカ」國	宣戰	同 年十二月八日
「ホンデュラス」國	宣戰	同 年十二月八日
「グアテマラ」國	宣戰	同 年十二月八日
「ニカラグア」國	宣戰	同 年十二月八日
「サルヴァドル」國	宣戰	同 年十二月八日
「ハイチ」國	宣戰	同 年十二月八日
「パナマ」國	宣戰	同 年十二月九日
「オランダ」國	宣戰	同 年十二月十日
「キューバ」國	宣戰	同 年十二月十日
「リベリア」國	宣戰	昭和十九年一月二十七日
「ベルギー」國	宣戰	昭和十六年十二月十八日
「メキシコ」國	宣戰	同 年十二月二十日
「イタリヤ」國	宣戰	昭和十七年五月二十二日
「ギリシヤ」國	宣戰	昭和十六年十一月十六日
「ポリアニア」國	宣戰	昭和十七年一月十七日
「ボリヴィア」國	宣戰	昭和十八年十二月四日
「エジプト」國	斷交	昭和十六年十二月八日
「コロンビア」國	斷交	同 年十二月八日
「ギリシヤ」國	斷交	同 年十二月二十三日
「ヴェネズエラ」國	斷交	昭和十七年一月二十四日
「ウルグアイ」國	斷交	同 年一月二十五日
「ブラジル」國	斷交	同 年一月二十八日
「エクアドル」國	斷交	同 年一月二十九日
「パラグアイ」國	斷交	同 年一月三十日
「アルゼンチン」國	斷交	同 年三月三十日
「チリ」國	斷交	同 年四月十三日
「アルゼンチン」國	斷交	昭和十八年一月二十日
「フィンランド」國	斷交	昭和十九年一月二十六日
「ルーマニア」國	斷交	同 年九月二十二日
「ハンガリー」國	斷交	同 年十月三十一日
「ブルガリア」國	斷交	同 年十一月七日

(備考)
(一) 帝國ニ對スル宣戰又ハ斷交ノ日附ハ「オランダ」國、「ベルギー」國(斷交ニ付テノミ)、「ギリシヤ」國及「ポリアニア」國ノ分以外概テ宣戰時間ニ依ル
(二) 「ホンデュラス」國、「グアテマラ」國、「ニカラグア」國及「ボリヴィア」國ノ宣戰並ニ「ドミニカ」國ノ宣戰ノ日附ハ何レモ認定ニ依ル
(三) 重慶政権、「ドゴール」政権(最近佛本國ニ歸リ臨時政府ヲ組織セリ)並ニ「ユーゴスラヴィヤ」、「ポーランド」、「エチオピア」及「チエコスロヴァキヤ」等ノ諸國ノ所謂亡命政権ハ大東亞戰爭勃發後間モナク夫々帝國ニ對シ宣戰シタル應報セラレタル處帝國ハ是等ノ政権ヲ認定メ居ラサルヲ以テ何レニモ右ハ無視セラルベキモノナリ
(四) 「フィンランド」國、「ルーマニア」國及「ブルガリア」國ハ夫々反極權國側ト依戰協定締結後帝國ニ對シ斷交ヲ通告シタルモノナリ
尙「イタリヤ」國「パドリア」政府ハ昭和十八年九月三日米國及英國ト休戰シタル處帝國政府ハ同月二十七日「ファシスト」共和政府ヲ承認シ「パドリア」政府乃至其ノ後繼者ハ之ヲ認めサルコトナリタリ
昭和二十一年一月二十日

ハラガイ (三月七日) 討死
 エラト
 テリ
 ウルカイ
 カネスエラ
 テル
 二月十四日
 二月十五日
 二月十六日
 二月十七日
 二月十八日
 二月十九日
 二月二十日
 二月二十一日
 二月二十二日
 二月二十三日
 二月二十四日
 二月二十五日
 二月二十六日
 二月二十七日
 二月二十八日
 二月二十九日
 二月三十日
 三月一日
 三月二日
 三月三日
 三月四日
 三月五日
 三月六日
 三月七日
 三月八日
 三月九日
 三月十日
 三月十一日
 三月十二日
 三月十三日
 三月十四日
 三月十五日
 三月十六日
 三月十七日
 三月十八日
 三月十九日
 三月二十日
 三月二十一日
 三月二十二日
 三月二十三日
 三月二十四日
 三月二十五日
 三月二十六日
 三月二十七日
 三月二十八日
 三月二十九日
 三月三十日
 三月三十一日
 四月一日
 四月二日
 四月三日
 四月四日
 四月五日
 四月六日
 四月七日
 四月八日
 四月九日
 四月十日
 四月十一日
 四月十二日
 四月十三日
 四月十四日
 四月十五日
 四月十六日
 四月十七日
 四月十八日
 四月十九日
 四月二十日
 四月二十一日
 四月二十二日
 四月二十三日
 四月二十四日
 四月二十五日
 四月二十六日
 四月二十七日
 四月二十八日
 四月二十九日
 四月三十日
 五月一日
 五月二日
 五月三日
 五月四日
 五月五日
 五月六日
 五月七日
 五月八日
 五月九日
 五月十日
 五月十一日
 五月十二日
 五月十三日
 五月十四日
 五月十五日
 五月十六日
 五月十七日
 五月十八日
 五月十九日
 五月二十日
 五月二十一日
 五月二十二日
 五月二十三日
 五月二十四日
 五月二十五日
 五月二十六日
 五月二十七日
 五月二十八日
 五月二十九日
 五月三十日
 六月一日
 六月二日
 六月三日
 六月四日
 六月五日
 六月六日
 六月七日
 六月八日
 六月九日
 六月十日
 六月十一日
 六月十二日
 六月十三日
 六月十四日
 六月十五日
 六月十六日
 六月十七日
 六月十八日
 六月十九日
 六月二十日
 六月二十一日
 六月二十二日
 六月二十三日
 六月二十四日
 六月二十五日
 六月二十六日
 六月二十七日
 六月二十八日
 六月二十九日
 六月三十日
 七月一日
 七月二日
 七月三日
 七月四日
 七月五日
 七月六日
 七月七日
 七月八日
 七月九日
 七月十日
 七月十一日
 七月十二日
 七月十三日
 七月十四日
 七月十五日
 七月十六日
 七月十七日
 七月十八日
 七月十九日
 七月二十日
 七月二十一日
 七月二十二日
 七月二十三日
 七月二十四日
 七月二十五日
 七月二十六日
 七月二十七日
 七月二十八日
 七月二十九日
 七月三十日
 八月一日
 八月二日
 八月三日
 八月四日
 八月五日
 八月六日
 八月七日
 八月八日
 八月九日
 八月十日
 八月十一日
 八月十二日
 八月十三日
 八月十四日
 八月十五日
 八月十六日
 八月十七日
 八月十八日
 八月十九日
 八月二十日
 八月二十一日
 八月二十二日
 八月二十三日
 八月二十四日
 八月二十五日
 八月二十六日
 八月二十七日
 八月二十八日
 八月二十九日
 八月三十日
 九月一日
 九月二日
 九月三日
 九月四日
 九月五日
 九月六日
 九月七日
 九月八日
 九月九日
 九月十日
 九月十一日
 九月十二日
 九月十三日
 九月十四日
 九月十五日
 九月十六日
 九月十七日
 九月十八日
 九月十九日
 九月二十日
 九月二十一日
 九月二十二日
 九月二十三日
 九月二十四日
 九月二十五日
 九月二十六日
 九月二十七日
 九月二十八日
 九月二十九日
 九月三十日
 十月一日
 十月二日
 十月三日
 十月四日
 十月五日
 十月六日
 十月七日
 十月八日
 十月九日
 十月十日
 十月十一日
 十月十二日
 十月十三日
 十月十四日
 十月十五日
 十月十六日
 十月十七日
 十月十八日
 十月十九日
 十月二十日
 十月二十一日
 十月二十二日
 十月二十三日
 十月二十四日
 十月二十五日
 十月二十六日
 十月二十七日
 十月二十八日
 十月二十九日
 十月三十日
 十一月一日
 十一月二日
 十一月三日
 十一月四日
 十一月五日
 十一月六日
 十一月七日
 十一月八日
 十一月九日
 十一月十日
 十一月十一日
 十一月十二日
 十一月十三日
 十一月十四日
 十一月十五日
 十一月十六日
 十一月十七日
 十一月十八日
 十一月十九日
 十一月二十日
 十一月二十一日
 十一月二十二日
 十一月二十三日
 十一月二十四日
 十一月二十五日
 十一月二十六日
 十一月二十七日
 十一月二十八日
 十一月二十九日
 十一月三十日
 十二月一日
 十二月二日
 十二月三日
 十二月四日
 十二月五日
 十二月六日
 十二月七日
 十二月八日
 十二月九日
 十二月十日
 十二月十一日
 十二月十二日
 十二月十三日
 十二月十四日
 十二月十五日
 十二月十六日
 十二月十七日
 十二月十八日
 十二月十九日
 十二月二十日
 十二月二十一日
 十二月二十二日
 十二月二十三日
 十二月二十四日
 十二月二十五日
 十二月二十六日
 十二月二十七日
 十二月二十八日
 十二月二十九日
 十二月三十日

昭和十八年十一月

官報及外交情報摘要

條約局第二課

目次

日本國、「コスタリカ」國、「ドミニカ」國、	一
「ホンデユラス」國、「グアテマラ」國、「ニカラグア」國	二
「サルヴァドル」國、「ハイティ」國、「パナマ」國	三
和蘭國、玖馬國、白耳義國、	四
「メキシコ」國、「イラク」國	五
埃及國、	六
「コロンビア」國、希臘國、「ヴェネズエラ」國	七
「ペルー」國、	八
「ウルグアイ」國、「ブラジル	

皇朝及外交事情摘要（昭和十八年十月二十日現在）

帝國ハ昭和十六年十二月八日米、英、法、露、比、一カサダ、南阿聯邦及「ニュージールランド」ニ對シ帝國ハ同日之等國ト戰爭状態ニ入レル旨ヲ通告シタリ。

「コスタ・リカ」國ハ同國外務大臣發在「パナマ」帝國公使宛昭和十六年十二月七日附電報ヲ以テ宣戰ヲ通告シタリ。

「ドミニカ」國ハ「キューバ」駐劄同國公使ヲ遣シ「キューバ」駐劄帝國臨時代理公使ニ對シ帝國トノ間ニ戰爭状態發生セル旨ヲ通告シ（日附不明）且古ハ帝國臨時代理公使ノ依頼ニ基キ「キューバ」駐劄帝國公使ヨリ、獨國外

「アルゼンティン」國外務省ニ達シタル公電ニ依レハ「ホンデユラ
ス」國ハ「クアテマラ」國及「ニカラグア」國ハ帝國ニ對シ宣戰セ
ル旨昭和十六年十二月九日附ヲ以テ「アルゼンティン」國駐米帝國
大使ヨリ公電發到セルニ依リ帝國ハ右三面國ハ同月八日（當該國時
間）以降帝國ト戰争状態ニ入リタルモノト看做セリ。

「サルワドル」國ハ同國外務大臣發在「メキシコ」帝國公使宛昭
和十六年十二月八日附公文ヲ以テ宣戰ヲ通告シタリ。

「ハイティ」國外務大臣ハ昭和十六年十二月八日南東部外務大臣宛
電報ヲ以テ帝國ニ對シ宣戰ヲ通告シタリ。

<

「メキシコ」國外務大臣ハ昭和十六年十二月八日（當該國時間）同
國駐劄帝國公使ニ對シ口頭ヲ以テ國交斷絶ノ旨ヲ通告シ更ニ昭和十
六年十二月十一日在京同國公使ヲ遣シ帝國ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨
ヲ通告シタリ。次テ同國ハ昭和十七年六月一日同國ニ於ケル帝國ノ
利益代表國タル葡萄牙國ノ同國駐劄代理公使ヲ通シ日本及「メキシ
コ」間ニ同年五月二十二日以降戰爭狀態存在スル旨ヲ通告シタリ。
「イラーク」國ハ昭和十六年十一月十六日（當該國時間）同國駐劄
帝國臨時代理公使ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨ヲ通告シタリ。次テ同國
ハ昭和十八年一月三十日土耳其古外務省ヲ通シ「イラーク」國ハ昭和
十八年一月十七日（當該國時間）以降帝國ト戰爭狀態ニ入レル旨ノ
一月二十二日附「イラーク」國外務大臣發帝國政府宛通告文ヲ土耳
古駐劄帝國大使宛

「コロンビア」國ハ昭和十六年十二月八日（當該國時間）同國駐在帝國公使ニ對シ同日以降帝國ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨ヲ通告シタリ。

「ギリシヤ」國ハ昭和十六年十二月二十三日在京内公使ヲ遣シ帝國ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨ヲ通告シタリ。

「ヴェネズエラ」國ハ同國駐在帝國臨時代理公使ニ對シ昭和十六年十二月三十一日（當該國時間）ヲ以テ帝國ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨ヲ通告シタリ。

「ペルー」國ハ昭和十七年一月二十四日（當該國時間）同國駐在帝國臨時代理公使ニ對シ帝國ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨ヲ通告シタリ。

「ウルグアイ」國ハ昭和

「ノルウェー」國ハ昭和十七年三月三十日在京同國臨時代理公使ヲ
 通シ帝國ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨ヲ通告シタリ。

「イラン」國ハ昭和十七年四月十三日（當該國時間）同國駐節帝國
 公使ニ對シ一週間以内ニ同公使ノ退去方ヲ要求シタリ。

「チリ」國ハ昭和十八年一月二十二日在京同國公使ヲ通シ昭和十八
 年一月二十日（當該國時間）以降帝國ニ對シ國交ヲ斷絶セル旨ヲ通
 告シタリ。

「アルゼンティン」國ハ昭和十九年一月十一日同國駐節帝國大使ニ
 對シ國交ヲ以テ帝國トノ國交ヲ斷絶セル旨通告シタリ。
 （附註）同日同國駐節帝國大使

昭和十九年十一月

宣戦及新交事情摘要

條約局第二課

目次

一 敵國	頁
(一) 帝國ヨリ宣戦シタル諸國、	一
米國及英屬(遠洲聯邦、	一
「ニュージーランド」	一
(二) 帝國ニ對シ宣戦シタル諸國、	一
「オーストラリア」	一
「ドミニカ」	一
「ホンデラス」	一
「グアテマラ」	一
「ハイチ」	一

宣戰及外交事情摘要（昭和十九年十一月三十日現在）
（一）歐 戰
（二）亞 戰

（一）歐 戰
希臘ハ昭和十六年十二月八日、英國、澳洲聯邦、「カナダ」、南アフリカ及「ニュージーランド」ニ對シ希臘ハ同日之等諸國ト戰爭状態ニ入レル旨ヲ通告シタリ。

（二）亞 戰
希臘ニ對シ宣戰シタル諸國

「コスタ・リカ」國ハ同國外務大臣發在「パナマ」希臘公使宛昭和十六年十二月七日附電報ヲ以テ宣戰ヲ通告シタリ。

「ドミニカ」國ハ「キューバ」國駐劄希臘公使ヲ通ジ「キューバ」國駐劄希臘臨時代理公使

「リベリア」國ハ昭和十九年一月二十六日、宣戰シタル旨報
ゼラ、タル、其ノ後、同國ノ利益保護、引受方ニ關スル、同年十一月十日
附在京「スイス」國公使來、翰ニ依リ、同國ハ昭和十九年一月二十七
日、以降、同國ト戦争状態ニ入りタルモノナルコト、確認セラレタリ。

(三) 魯國ニ對シテ、交シソノ後、宣戰シタル諸國

「ベルギー」國ハ昭和十六年十二月十八日、在京、同國大使ヲ通ジ、魯國
ニ對シテ、同國ヲ、絶セシ旨、通告シタリ。次デ、同年十二月二十日、魯國ト
戦争状態

ニ断交

「キエフ」ハ昭和十六年十二月十一日在京師代理公使ヲ通告シ
昭和十六年十二月八日以降断交ニ對シテ断絶セル旨ヲ通告シタリ。

「コロンビア」ハ昭和十六年十二月八日（當該國時間）同國駐劄
公使ニ對シテ同日以降断交ニ對シテ断絶セル旨ヲ通告シタリ。

「ギリシヤ」ハ昭和十六年十二月二十三日在京師代理公使ヲ通告シテ
断交ニ對シテ断絶セル旨ヲ通告シタリ。

「ヴェネズエラ」ハ昭和十六年十二月二十三日在京師代理公使ニ對シテ昭和十六年
十二月三十一日（當該國時間）ヲ以テ断交ニ對シテ断絶セル旨

發信用		執務用	
主信	/	2	3
附	甲		
	乙		
屬	丙		
	丁		
備考			

懸案

公	信	案
茲ニ送付ス		
今般本件一覽表ニ改訂ヲ加ヘ別表ヲ作成シタルニ付右一部		
敵國及斷交國一覽表送付一件		
名	件	先付送寫
大藏省外資局 管理課長		
名	人	信
外務省條約局第三		

(別紙)

情報局長	司法次官	宮内次官	大東亞次官	内務次官	大藏次官	海軍次官	陸軍次官	技術院次官
------	------	------	-------	------	------	------	------	-------

(計四十五部)

公 信 案 一

外 務 省

(日本標準規格 B 5)

發信用執務用		主 信		9	2	11
附 屬		甲	乙	丙	丁	
備考						

懸案

文書課長	文書課發送日	昭和十九年三月廿一日	發送済	正校(原稿)
------	--------	------------	-----	--------

發信用執務用			
主信	66	2	68
附甲			
附乙			
附丙			
附丁			
備考			

文書課長

文書課發送日 昭和十九年三月廿三日發送

主 條約局長 3

管 條約局長 3

條 普通令第九十九號 昭和十九年三月廿六日附 附屬

受 信 在外 各公館長 (別添在外公館表一頁通六十六館)

先付送寫

名 件 敵國及斷交國一覽表送付一件

名 件 錄記

名 人 信 發 重光

在外公館表(亞南、ソ、支、滿)

昭和十七年十二月十五日附

普通合第

號(總數 六六)

(件名)

敵國及新支國一覽表送付一件

◎亞細亞南洋(二〇)	在バギオ領事館	1	在山海關領事館	1	在上海總領事館	1	在哈爾濱總領事館	2	
在タイ大使館	3	在セブ領事館	1	在石門總領事館	1	在蘇州領事館	1	在黑河領事館	1
在盤谷									

懸案		發信用執務用	
主信	3	2	5
附甲			
附乙			
附丙			
附丁			
備考			

文書課發送日	昭和十九年三月廿六日發送済	文書課長	〇
主信	條約局長	主	條約局長
管	條約局長	任	條約局長
條	普通合第九五一號	昭	昭和十九年三月十五日
受	東京高等捕獲官署檢所	日	附
信	横須賀捕獲官署檢所	附	屬
人	佐世保捕獲官署檢所	有	
先付送寫		名件録記	
名件	敵國及斷交國一覽表送付ノ件	名人信發	外務省條約局
公	今般本件一覽表ニ改訂ヲ加ヘ別表ヲ作成シタルニ付右		
信	十五部茲ニ送付ス		
案			
外			
務			
省			

（日本標準規格B5）

16 27

紙

19.12.15 受付

REEL No. A-1080

外務省									
外 敵口及断多口一覽表並送付人 一内閣法制局公外事務官 一部 一大藏省主計局長 四部 一官外事務課 五部 一陸軍省軍務課山崎少佐 三部 昭和十九年二月二十一日 公用 特旨 外務省									

外務省		
-----	--	--

新刊所著目録
弘報部
辰良
昭和廿四年九月九日
(三)

名	上 記 ノ 日 附	通 ト ノ 附 係
「エジプト」	宣 断 昭 和 二 十 年 二 月 廿 八 日	宣 断 昭 和 二 十 年 二 月 廿 四 日
「トルコ」	宣 断 昭 和 二 十 年 二 月 廿 三 日	宣 断 昭 和 二 十 年 二 月 廿 三 日
「ウルグワイ」	宣 断 昭 和 二 十 年 二 月 廿 二 日	宣 断 昭 和 二 十 年 二 月 廿 一 日
「エネスエ」	宣 断 昭 和 二 十 年 二 月 十 四 日	宣 断 昭 和 二 十 年 二 月 十 四 日
「ナリ」	宣 断 昭 和 二 十 年 二 月 十 日	宣 断 昭 和 二 十 年 二 月 十 日
「ペルー」	宣 断 昭 和 二	

秘

昭和二〇 九二五三 略 西貢 七月十三日一九〇〇 發 條
本省 十五日〇六三〇 着
河野事務所長
第三四號
(對帝國宣戰又ハ斷交國名同電方ノ件)
客年十二月十六日附條ニ普通合第九九號實情ニ關シ
執務上必要ナルニ付其ノ後日本ニ對シ宣戰又ハ斷交ヲ爲シタル國
及其ノ日附御覽アリタル(了)

外務省

(註) 右諸國ノ中「ベネチア」國・「ペルー」國・「ウエネ
ズエラ」國・「トルコ」國及「ウルグアイ」國ハ日本及
滿洲ニ對シ宣戰シ「

「エジプト」
「シリア」
「レバノン」
「イラン」
「サウディ・アラビア」
「フィンランド」
「ルーマニア」
「ブルガリア」
「スペイン」

宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日

宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日

宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日

宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦 ※ 昭和二十年二月二十八日
宣戦

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦、「スイス」國、「ポルトガル」國、「スエーデン」國、「アフガニスタン」國、「エーレ」國、「ヴァティカン」市、「ナチンマーク」國

戊

外務省

敵國及敵交國一覽表（昭和二十年七月三十一日現在）
（昭和二十年七月三十一日現在）
（昭和二十年七月三十一日現在）

國名	帝國トノ關係
（一）歐洲	
英國（英國聯邦、「カナダ」南阿聯邦及「ニュー・ジブラ」ンド）	

「ボリヴィア」	「エクアドル」	「ペルー」	「パラグアイ」	「ヴェネズエラ」	「ウルグアイ」	「アルゼンティン」	「チリ」
宣戦	宣戦	宣戦	宣戦	宣戦	宣戦	宣戦	宣戦
※交	※交	※交	※交	※交	※交	※交	※交
昭和十七年十一月二十八日	昭和十七年十一月二十九日	昭和十七年十一月三十日	昭和十七年十二月一日	昭和十七年十二月二日	昭和十七年十二月三日	昭和十七年十二月四日	昭和十七年十二月五日

(日本標準規格B5)

外務省

ニ 断 交 國	
(一) 歐 洲	
「フィンランド」	断 交 昭和十九年九月二十二日
「ルーマニア」	断 交 昭和十九年十月三十一日
「ブルガリア」	断 交 昭和十九年十一月七日
「スペイン」	断 交 昭和二十年四月二十二日
「デンマーク」	断 交 昭和二十年五月二十二日
(二) 米 洲	
「コロンビア」	断 交 昭和十六年十二月八日

(日本標準規格B5)

外 務 省

ニ 断 交 國	
---------	--

電信案	
外務省	
日附(何れも本年)左ノ通(但シ※ヲ附シアルハ正式ノ通告ナキモナリ)	
(一) 歐洲	スペイン國 断ス 四月十二日
	デンマーク國 断ス 五月二十三日
	ギリシャ國 宣戰(※) 六月二十六日
	ノルウェー國 宣戰(※) 七月廿日
(二) 米洲	エクアドル國 宣戰(※) 二月九日
	ペルー國 宣戰(※) 二月十三日

(日本標準規格B5)

--

エジプト国	宣戦	二月二十六日
シリア国	宣戦(※)	二月二十六日
レバノン国	宣戦(※)	二月二十七日
イラン国	宣戦(※)	二月二十八日
「サウディ・アラビア国宣戦(※) 三月一日		
ニ右ノ中「ギリシャ国」昭和十一年新交通告(昭和十一年十二月二十三日)ノ時以降戦事状態ニ在リタルモト認ケル上		

(日本標準規格B5)

電信案

(備考)

(一) 帝國ニ依ル米國及英國ニ對スル宣戰ノ外敵國又ハ斷交國ト、戰爭狀態又ハ斷交狀態ノ發生ハ何レモ帝國ニ對スル宣戰又ハ斷交ニ依ルモノナリ

(二) 帝國ニ對スル宣戰又ハ斷交ノ日附ハ「オランダ」國、「ベルギー」國(斷交)、「ギリシヤ」國、「ノルウェー」國及「デンマーク」國ノ分以外概ネ當該國時間ニ依ル

尙「ギリシヤ」國ハ昭和十六年斷交通告(昭和十六年十二月二十二日)ノ時以降戰爭狀態ニ在リタルモノト認ムル旨、又「ノルウェー」國ハ一九四一年十二月七日以降戰爭狀態ニ在タルコトヲ正式ニ宣言スル旨通報越シ居ル處右ノ如ク宣戰ノ效果ヲ斯克長期ニ亘リ溯及セシムルハ國際法上認

聯合國家ト我國トノ關係比較表		
(昭和二十年十二月五日 條約局法現課)		
昭和二十年十月三十一日附ヲ以テ聯合國最高司令部ハ聯合國家 中立國及敵國等ヲ類別セル國名表ヲ公表セルカ。我國終戰當時ニ 於ケル諸外國トノ關係比較左ノ如シ		
※ヲ附シアルモノハ何レモ認定ニヨル		
聯合國家	我が國トノ關係	備考
(1) オーストラリア	宣 昭一六一二八	
(2) 「ベルギー」國	宣 昭一六一二八	
(3) 「ポリウイア」國	宣 昭一六一二八	「ポリウイア」國ハ昭 和十八年十二月四日公 布セラレタル大統領令 ニ依リ樞軸諸國ト戰爭

外務省

第二次世界大戦における我國と諸外國との宣戰断交
關係一覽表
(條約局法規課)

本表は戦時中当課で作成した一覽表と対照して、昭和二十一年(一九四六年)「ニュー・ヨーク・ヴォールド・テレグラム」(New York-Telegram)社から發刊された世界年鑑(World Almanac)に記載せられた一覽表を参照して作成した。(一)内のものは、同年鑑所載のもので、我方と日附の異なるもの及び我方で記載しなかつたものである。

※印は認定

外務省

一 欧 洲

國 名

